




分類番号	丁	3	6	1
発作年度	1・3・5・11・永			

様式第5号 (第5条関係)

令和4年4月20日

議長	事務局長	会計主任
		

矢巾町議会議長

藤原

由

様

会派名 一心会

代表者名 山崎 道夫



令和3年度政務活動費収支報告書

矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 600,000円

2 支出

項目	金額(円)	主たる支出の内容
調査研究費		
研修費		
会議費	4,200	会議会場借用費
資料作成費		
資料購入費		
広報費	211,016	会派報印刷・新聞折込費、 ホームページ維持経費
事務費		
合計	215,216	

3 残額

384,784円

備考 政務活動費支出明細書、調査研究等実施報告書、領収書等の写しを添付すること。

(A4)

様式第7号（第6条関係）

政務活動費支出明細書（会派名＝ 一心会 ）

（ 会議費・ 1枚のうち 1枚）

No.	支出年月日	件名	内容	金額（円）	備考
1	R3.4.11	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	600	
2	R3.6.25	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	900	
3	R3.8.9	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	900	
4	R3.9.27	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	600	
5	R4.1.24	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	600	
6	R4.3.19	会議費	会議に係わる会場借用 [支払先] やはぱーく	600	
	合計			4.200	

(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用 /

領収書その他の書類の添付欄

# 領収証

矢巾町議会 一心会 様

領収No. 0304- 119

領収日 R3. 4.

領収金額	¥600
------	------

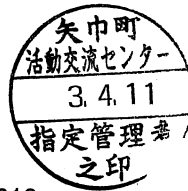
但し、 4/11 会議室使用料として

上記の金額正に領収致しました。

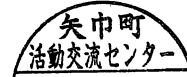
収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはぱーく)  
指定管理者 矢幅駅前開発株式会社

TEL:019-656-6610 FAX:019-656-6612



係



### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日	令和3年4月11日	
他会派との按分 (なし・あり)		
(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)		
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	600 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

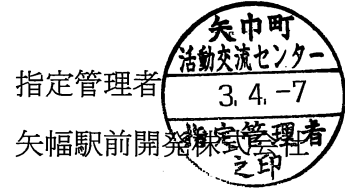
(A4)

矢巾町活動交流センター使用許可書

令和3年4月7日

矢巾町議会 一心会

赤丸 秀雄 様



令和3年4月7日 付で申請のありました使用許可申請について次のとおり、許可します。

使用日時	令和3年4月11日(日曜日) 10時00分 から 令和3年4月11日(日曜日) 12時00分 まで			
使用室名	<input type="checkbox"/> 活動スペースA <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 交流スペース <input type="checkbox"/> 活動スペースB <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> プロムナード <input type="checkbox"/> 活動スペースC <input type="checkbox"/> スタジオC <input checked="" type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> キッチンスタジオ			
使用目的	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">研修</td> <td style="width:10%; text-align: center;">使用人数</td> <td style="width:40%; text-align: center;">5名</td> </tr> </table>	研修	使用人数	5名
研修	使用人数	5名		
使用責任者名	氏 名 : 赤丸 秀雄 様 団 体 名 : 矢巾町議会 一心会 住 所 : 矢巾町又兵エ新田4-2 電 話 番 号 : 090-5595-9559			

※使用許可の条件

- 使用に当たり下記事項を厳守のこと
- ・利用時間は、1時間未満の端数を切り上げて1時間単位とする。
- ・許可された使用時間を越えたとき又は規則で定める開館時間以外において使用するときの料金は、その超えた時間1時間につき、利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- ・物品の販売、営利宣伝その他の商行為に使用する場合又は入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収して利用する場合は、別表第2の2倍の利用料金を徴収する。
- ・付属の施設又は設備を使用する場合には1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を別に徴収する。
- ・機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準としてあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を徴収する。

(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用 2

領収書その他の書類の添付欄

# 領収証

矢巾町議会 一心会  
赤丸 秀雄 様

領収No. 0306- **256**  
領収日 R3. 6. 25

領収金額	¥900
------	------

但し、 6/25 会議室使用料として

上記の金額正に領収致しました。

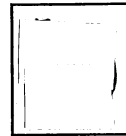
収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはは) 3.6.25  
指定管理者 矢幅駅前開発株式会社



TEL:019-656-6610

FAX:019-656-6612



### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日	令和3年6月25日	
他会派との按分 (なし・あり)	(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	900 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

矢巾町活動交流センター使用許可書

令和3年6月19日

矢巾町議会 一心会

赤丸 秀雄 様

指定管理者

矢幅駅前開発



令和3年6月19日 付で申請のありました使用許可申請について次のとおり、許可します。

使用日時	令和3年6月25日(金曜日)	14時00分	から
	令和3年6月25日(金曜日)	17時00分	まで
使用室名	<input type="checkbox"/> 活動スペースA <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 交流スペース <input type="checkbox"/> 活動スペースB <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> プロムナード <input type="checkbox"/> 活動スペースC <input type="checkbox"/> スタジオC <input checked="" type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> キッチンスタジオ		
使用目的	研修	使用人数	6名
使用責任者名	氏 名 : 赤丸 秀雄 様 団 体 名 : 矢巾町議会 一心会 住 所 : 矢巾町又兵エ新田4-2 電 話 番 号 : 090-5595-9559		

※使用許可の条件

- 使用に当たり下記事項を厳守のこと
- ・利用時間は、1時間未満の端数を切り上げて1時間単位とする。
- ・許可された使用時間を越えたとき又は規則で定める開館時間以外において使用するときの料金は、その超えた時間1時間につき、利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- ・物品の販売、営利宣伝その他の商行為に使用する場合又は入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収して利用する場合は、別表第2の2倍の利用料金を徴収する。
- ・付属の施設又は設備を使用する場合には1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を別に徴収する。
- ・機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準としてあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を徴収する。

(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用 <u>ウ</u>
領収書その他の書類の添付欄	

## 領収証

矢巾町議会 一心会  
赤丸 秀雄 様

領収No. 0308- **103**  
領収日 R3.8. 9

領収金額	¥900
------	------

但し、 8月9日 施設利用料として

上記の金額正に領収致しました。

収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはぱーく)  
指定管理者 矢幅駅前開発株式会社



TEL:019-656-6610 FAX:019-656-6612

日付	施設/備品	時間	単価	商行為	時間	日数	金額
8月9日	会議室	10:00 ~ 13:00	¥300		3		900

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日 令和3年8月9日

他会派との按分 (なし・あり)

(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)

会派名	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	900 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

矢巾町活動交流センター使用許可書

令和3年8月2日

矢巾町議会 一心会

赤丸 秀雄 様

指定管理者

矢幅駅前開発株式会社



令和3年8月2日 付で申請のありました使用許可申請について次のとおり、許可します。

使用日時	令和3年8月9日(月曜日)	10時00分	から
	令和3年8月9日(月曜日)	13時00分	まで
使用室名	<input type="checkbox"/> 活動スペースA <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 交流スペース <input type="checkbox"/> 活動スペースB <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> プロムナード <input type="checkbox"/> 活動スペースC <input type="checkbox"/> スタジオC <input checked="" type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> キッチンスタジオ		
使用目的	会議	使用人数	6名
使用責任者名	氏 名 : 赤丸 秀雄 様 団 体 名 : 矢巾町議会 一心会 住 所 : 矢巾町又兵エ新田4-2 電 話 番 号 : 090-5595-9559		

※使用許可の条件

●使用に当たり下記事項を厳守のこと

- ・利用時間は、1時間未満の端数を切り上げて1時間単位とする。
- ・許可された使用時間を越えたとき又は規則で定める開館時間以外において使用するときの料金は、その超えた時間1時間につき、利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- ・物品の販売、営利宣伝その他の商行為に使用する場合は、別表第2の2倍の利用料金を徴収する。
- ・付属の施設又は設備を使用する場合には1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を別に徴収する。
- ・機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準としてあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を徴収する。



(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用

領収書その他の書類の添付欄

# 領収証

領収No. 0309- **400**

矢巾町議会 一心会 様

領収日 R3.9. 27

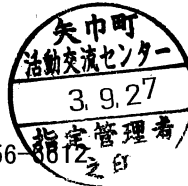
領収金額	¥600
------	------

但し、 9/27 施設利用料として

上記の金額正に領収致しました。

収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはぱーく)  
指定管理者 矢幅駅前開発株式会社



係

TEL:019-656-6610 FAX:019-656-6612

日付	施設/備品	時間	単価	商行為	時間	日数	金額
9月27日	活動スペースA	17:00 ~ 19:00	¥300			2	600

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日 令和3年9月27日

他会派との按分 (なし・あり)

(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)

会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	600 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用 <input checked="" type="checkbox"/>
領収書その他の書類の添付欄	

# 領収証

矢巾町議会 一心会 様

領収No. 0401-236

領収日 R4. 1. 24

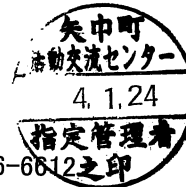
領収金額	¥600
------	------

但し、1/24 施設利用料として

上記の金額正に領収致しました。

収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはばーく)  
指定管理者 矢幅駅前開発株式会社



TEL:019-656-6610

FAX:019-656-6612

日付	施設/備品	時間	単価	商行為	時間	日数	金額
1月24日	会議室	13:30 ~ 15:30	¥300		2	1	600

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日 令和4年1月24日

他会派との按分 (なし・あり)

(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)

会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	600 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A 4)

矢巾町活動交流センター使用許可書

令和4年1月24日

矢巾町議会 一心会

赤丸 秀雄

様

指定管理者

矢幅駅前開発株式会社



令和4年1月24日 付で申請のありました使用許可申請について次のとおり、許可します。

使用日時	令和4年1月24日 (月曜日) 13時30分 から 令和4年1月24日 (月曜日) 15時30分 まで			
使用室名	<input type="checkbox"/> 活動スペースA <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 交流スペース <input type="checkbox"/> 活動スペースB <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> プロムナード <input type="checkbox"/> 活動スペースC <input type="checkbox"/> スタジオC <input checked="" type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> キッチンスタジオ			
使用目的	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%; text-align: center;">打合せ</td> <td style="width:20%; text-align: center;">使用人数</td> <td style="width:20%; text-align: center;">5名</td> </tr> </table>	打合せ	使用人数	5名
打合せ	使用人数	5名		
使用責任者名	氏 名 : 赤丸 秀雄 様 団 体 名 : 矢巾町議会 一心会 住 所 : 矢巾町又兵エ新田4-2 電 話 番 号 : 090-5595-9559			

※使用許可の条件

- 使用に当たり下記事項を厳守のこと
- ・利用時間は、1時間未満の端数を切り上げて1時間単位とする。
- ・許可された使用時間を越えたとき又は規則で定める開館時間以外において使用するときの料金は、その超えた時間1時間につき、利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- ・物品の販売、営利宣伝その他の商行為に使用する場合は入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収して利用する場合は、別表第2の2倍の利用料金を徴収する。
- ・付属の施設又は設備を使用する場合には1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を別に徴収する。
- ・機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準としてあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を徴収する。

(任意様式)

項目区分	会議費
整理番号	会議会場借用 6
領収書その他の書類の添付欄	

# 領収証

領収No. 0403- 201  
 領収日 R4. 3. 19

矢巾町議会 一心会 様

領収金額	¥600
------	------

但し、 3/19 施設利用料として

上記の金額正に領収致しました。

収入印紙

矢巾町活動交流センター (やはぱーく)  
 指定管理者 矢幅駅前開発株式会社



係

TEL:019-656-6610 FAX:019-656-6610

日付	施設/備品	時間	単価	商行為	時間	日数	金額
3月19日	会議室	13:30 ~ 15:30	¥300		2	1	600

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日 令和4年3月19日

他会派との按分 ~~(なし)~~ あり

(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)

会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	600 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

矢巾町活動交流センター使用許可書

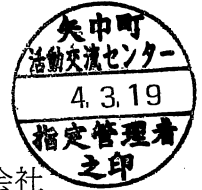
令和4年3月19日

矢巾町議会 一心会

赤丸 秀雄 様

指定管理者

矢幅駅前開発株式会社



令和4年3月19日 付で申請のありました使用許可申請について次のとおり、許可します。

使用日時	令和4年3月19日(土曜日) 13時30分 から 令和4年3月19日(土曜日) 15時30分 まで
使用室名	<input type="checkbox"/> 活動スペースA <input type="checkbox"/> スタジオA <input type="checkbox"/> 交流スペース <input type="checkbox"/> 活動スペースB <input type="checkbox"/> スタジオB <input type="checkbox"/> プロムナード <input type="checkbox"/> 活動スペースC <input type="checkbox"/> スタジオC <input checked="" type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> キッチンスタジオ
使用目的	打合せ    使用人数    6名
使用責任者名	氏 名 : 赤丸 秀雄 様 団 体 名 : 矢巾町議会 一心会 住 所 : 矢巾町又兵衛新田4-2 電 話 番 号 : 090-5595-9559

※使用許可の条件

●使用に当たり下記事項を厳守のこと

- ・利用時間は、1時間未満の端数を切り上げて1時間単位とする。
- ・許可された使用時間を越えたとき又は規則で定める開館時間以外において使用するときの料金は、その超えた時間1時間につき、利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- ・物品の販売、営利宣伝その他の商行為に使用する場合は、別表第2の2倍の利用料金を徴収する。
- ・付属の施設又は設備を使用する場合には1件又は1式につき、1時間までごとに2,000円の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を別に徴収する。
- ・機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準としてあらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額を徴収する。

様式第7号（第6条関係）

政務活動費支出明細書（会派名＝ 一心会 ）

（ 広報費・ 1枚のうち 1枚）

No.	支出年月日	件名	内容	金額(円)	備考
1	R3.10.14	広報費	会派報の印刷、新聞折込・配布代 [配布地域] 矢巾町内全域 [配布日] 令和3年10月17日	52,254	会派報 第14号
2	R4.1.13	広報費	会派報の印刷、新聞折込・配布代 [配布地域] 矢巾町内全域 [配布日] 令和4年1月16日	59,426	会派報 第15号
3	R4.3.24	広報費	会派報の印刷、新聞折込・配布代 [配布地域] 矢巾町内全域 [配布日] 令和4年3月31日	59,336	会派報 第16号
4	R4.3.10	広報費	会派ホームページ維持・管理、サーバ更新代	40,000	R4.3.25～ 1年間
	合計			211,016	

(任意様式)

項目区分	広報費
整理番号	会派報 第14号

領収書その他の書類の添付欄

NO. 72

# 領収書

## 矢巾町議会 一心会 様

金額 **¥52,254**

令和3年10月14日 上記の金額正に領収いたしました

但 印刷・折込代として

内 訳	現金
税抜金額	47,504
消費税額	4,750



株式会社 **北東北読売IS**

代表取締役社長 奥井 徹

〒020-0836

岩手県盛岡市津志田西三丁目23番8号

TEL 019-635-5866

岩手県南営業所

〒023-0001

岩手県奥州市水沢卸町4番10号

TEL 0197-25-3277

扱 者

2021.10.14

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日 令和3年10月14日

他会派との按分 (なし・あり)

(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)

会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
会派名 _____	円	
合計	52,254 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

〒028-3614

(002753 )

# 御 請 求 書

1/1

岩手県紫波郡矢巾町又兵工新田3丁目1番地5号

毎々格別の御引立を戴き誠に有難うございます。  
 下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。  
 ●折込料金はなるべくお振込でお願いします。  
 ●ご入金为本請求と入れ違いの節は、ご容赦下さい。

矢巾町議会 一心会 御中

TEL 090-9741-7495

株式会社 北東北読売IS



本社 岩手県盛岡市津志田西一丁目23番8号  
 TEL (019)635-5866(代) FAX (019)635-5867  
 岩手県南営業所 岩手県奥州市水沢卸町4-10  
 TEL (0197)25-3277(代) FAX (0197)24-4788

■取引銀行 北日本銀行本店 普通預金 No.1616322  
 岩手銀行本店 普通預金 No.2266861  
 みずほ銀行盛岡支店 普通預金 No.1348445

□座名義 カ) キタトウホクコムウリアイス

請求年月	売上額	消費税	入金日	入金額	次月繰越額
06月迄	0	(繰越額)			0
2021/07					0
2021/08					0
2021/09					0
当月	当月売上額	当月消費税	入金日	入金額	当月請求額
2021/10	47,504	4,750		0	52,254

2021年10月度マツ日締	
作成年月日	2021.10.13
当月御請求額	
52,254	

NO	処NO	品名	規格	数量	単価	金額
1	10/17-0023	一心会	B4			
2		一心会会派報				
3		盛岡周辺1		3720	3.2000	11904
4		盛岡周辺3		2800	3.4000	9520
5	10/17-6001	一心会簡易印刷代	B4			
6		コート90kg 両面モノクロ 印刷代		6520	4.0000	26080
7						
8						
9		(10%対象 47,504円 消費税)				4750
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

ページ計 13040 52254  
 総合計 13040 52254



# 一心会

矢巾町議会  
一心会 会派報 第14号  
●令和3年10月17日発行  
●発行責任者 山崎 道夫  
●矢巾町又兵エ新田3-1-5

矢巾町議会定例会9月会議は、9月3日～22日までの20日間開催されました。その中では、代表質疑、一般質問、予算決算常任委員会の各分科会での全体質疑や総括質疑を行い、令和2年度一般会計歳入歳出認定等を審査しました。

## 代表質疑

### コメ生産者に対する所得確保対策は

質問 今年のコメのJA売渡価格が大幅に引き下げられると発表され、農家を取

り巻く環境は大変な状況になってきている。このように大幅な収入減が見込まれる中、本町第一次産業の担い手には厳しい状況である。こんな時こそ行政がいち早く対応する必要があるが、その考えは、町長 農業収入保険による所得補償等現行制度の中で対応していく。



廣田 光男

## 一般質問

### ハラスメント防止対策は

質問 ハラスメントとは嫌がらせやいじめのことで、その種類は様々である。

本町のハラスメントに関する研修・相談体制等の対策はどうなっているのか。町長 ハラスメントに関する研修・相談窓口は国及び県が行っている。町としては、ホームページ等で周知を図っている。



昆 秀一

矢巾町役場の取り組みとしては、基本方針を策定し、対応に努めている。

## 代表質疑・一般質問で町当局と論戦

### ふるさと納税を基金化に

質問 返礼品に地元産の野菜・果物・米・山ぶどう製品などセットを小分け配送

して、農産物の拡大や推奨する考えは。また目標額を上回った分の経費を除く額を基金化するべきと思うが、その考えは、町長 地元産野菜と果物には時季があり、お客様ニーズに答えられない面で困難である。



赤丸 秀雄

基金化したいが、あと3年程は財政が厳しく難しい。

### 通学路に於ける安全対策を

質問 児童・生徒の通学時の安全を確保するため、出来るだけ早く歩道の設置が

望まれるが、今後の計画を示されたい。町長 10年間で7路線、約5・3kmの歩道を設置したが、現在6路線2・3kmを計画している。



山崎 道夫

今年度は町道白北線が完了したが、さらに島線と田中縦道線を予定している。

### 企業誘致による産業振興を

質問 未来を担う若者・女性の移住・定住を図り、更に人口減少対策の為に企業

業誘致による産業振興を積極的にすすめる、厳しい財政状況を早期に改善するべきであると思うが。町長 新規雇用の確保や定住人口の促進など重要な施策なので、新規立地企業等への税制優遇等の制度拡充を行い、全国の企業へ広く情報発信をする等、企業誘致活動を積極的に推進する。



藤原 梅昭

今年度は町道白北線が完了したが、さらに島線と田中縦道線を予定している。

# 旧矢中跡地は貴重な公共財産・売却に反対

前号でもお知らせしていましたが、旧矢中中学校跡地の利活用に関しては、9月会議においても論戦が繰り広げられましたが、具体的な内容は示されませんでした。今後も引き続き、この旧矢中中学校跡地問題を注視していく必要があります。

## 町の活用方針によると

旧矢中中学校跡地の利活用について、町が示した基本方針は一部を残し売却するというものです。その内容は、旧矢中跡地約3・3ヘクタールを民間へ売却し、不足している宅地をモデルタウン化し、一部は業務用地とし活用するとの内容です。また一部を空地として残し、平時は緑地や駐車場として活用し、緊急時は防災空間として活用したいというものです。

## 大雑把過ぎる基本方針

基本方針で示している跡地の売却は、どの部分を売ろうとしているのか。またモデルタウンとはどのようなものなのか。さらには防災空間としての活用は、例えば地下に水を貯める施設などを備えるものなのか。売却益を教育施設や社会教育施設の整備費用として基金に積み立てるとしているが、目標はどのくらいなのか。等々、最も肝心な部分も明瞭にされず、あまりにも大雑把過ぎる基本方針であり、売却は到底理解できるものではない。

## 売却ありきに疑問

9月議会においても、前述の疑問に対し、なんら具体的な内容を示されませんでした。学校施設等の整備を最優先事項と考えており、財源確保を含めた議論を今から進めるべきであり、速やかに売却すべきと考えている、との答弁に固執してきています。

## 宅地開発は都市計画で十分

こうした中、かねてから県と国に申請していた22ヘクタールの宅地開発の認可があり、早ければ来夏にも着工できることになりました。500戸以上の住宅建設が見通せる状況になったことにより、宅地が不足しているとの理由はなくなつたのではないのでしょうか。

## 公園としての活用を

かつこうグラウンドは夜間照明設備もあり、現状のまま野球やサッカー等のスポーツに利用して、旧校舎跡地は耐用年数が近づいている町民総合体育館の建設やスポーツ公園、多目的広場など町民が集い憩える場としての活用をすべきであります。

## 町民への説明を

町長は、今後町民への説明を実施し、声を聞く機会を持つと明言しています。

その際、多くの町民の率直なご意見をお寄せいただくようお願いいたします。

## 有害鳥獣被害防止策は

今年も有害獣による果物やトウモロコシの農業被害が出ています。特に今年はあるてはならない熊による人身事故が発生し、町内の館前行政区の主婦が大けがをしました。また、イノシシによる田の畦畔の破壊や稲の獣臭によるコメの出荷停止が特に多くなつてきています。

対応策として、見回り隊の出動や電気柵による防衛策、駆除の方法として猟友会にくくり罠等により殺処分を考えていくべきと思われませんが、本町の有害獣対策について、対応と対策はどうなっているのか、廣田議員が代表質疑にて問い、次のとおり町長が答弁しました。



今年もクマの人身被害も出ている。

町長 有害鳥獣被害対策については、被害予防対策と駆除対策が重要と考えている。被害予防対策は、被害の多い地域に新たに有害鳥獣目撃情報等連絡員を設置し、目撃情報をより迅速に把握する体制を整えている。連絡員からの情報をもとに、現在は対象地域を巡回して、注意喚起の広報活動を行っている。また、草刈りや藪払い等を行うこと、野菜くずや生ごみなどを外に放置しないなど、所有地の適正な環境管理を広報やホームページ等を通じ引き続き周知していく。駆除活動は、猟友会と連携し、被害圃場付近への捕獲罠の設置を行っている。

(任意様式)

項目区分	広報費
整理番号	会派報 第15号

領収書その他の書類の添付欄

NO. 107

# 領収書

岩手県議会 一心会 様

金額 ¥59,426

令和4年1月13日 上記の金額正に領収いたしました

但 印刷・折込代として

株式会社 北東北読売IS

代表取締役社長 奥井 徹

〒020-0836

岩手県盛岡市津志田西一丁目23番8号

TEL 019-635-5866

岩手県南営業所

〒023-0001

岩手県奥州市水沢御町4番10号

TEL 0197-25-3277

内 訳	現金
税抜金額	54,024
消費税額	5,402



扱 者

2021.4. I

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日	令和4年1月13日	
他会派との按分	(なし)・あり	
(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)		
会派名	円	
会派名	円	
会派名	円	
会派名	円	
会派名	円	
合計	59,426 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

# 御 請 求 書

〒028-3614 (002753 )

岩手県紫波郡矢巾町又兵工新田3丁目1番地5号

矢巾町議会 一心会 御中

TEL 090-9741-7495

毎々格別の御引立を戴き誠に有難うございます。  
 下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。  
 ●折込料金はなるべくお振込でお願いします。  
 ●ご入金の本請求と入れ違いの節は、ご容赦下さい。

株式会社 **北東北読売**



本社 岩手県盛岡市津志田西一丁目23番8号  
 TEL (019)635-5866(代) FAX (019)635-5877  
 岩手県南営業所 岩手県奥州市水沢御町4-10  
 TEL (0197)25-3277(代) FAX (0197)24-4788

■取引銀行 北日本銀行本店 普通預金 No.1616322  
 岩手銀行本店 普通預金 No.2266861  
 みずほ銀行盛岡支店 普通預金 No.1348445

□座名義 カ) キタトウホクコムウリアイエス

請求年月	売上額	消費税	入金日	入金額	次月繰越額
09月迄	0	(繰越額)			0
2021/10	47,504	4,750	10/14	52,254	0
2021/11					0
2021/12					0
当月	当月売上額	当月消費税	入金日	入金額	当月請求額
2022/01	54,024	5,402		0	59,426

2022年01月度マツ日締	
作成年月日	2022.01.12
当月御請求額	
59,426	

NO	処NO	品名	規格	数量	単価	金額
1	01/16-0007	一心会	B4			
2		一心会会派報				
3		盛岡周辺1		3720	3.2000	11904
4		盛岡周辺3		2800	3.4000	9520
5	01/16-6001	一心会簡易印刷代	B4			
6		コート90kg 両面カラー 印刷代		6520	5.0000	32600
7						
8						
9		(10%対象 54,024円 消費税)				5402
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

ページ計	13040	59426
総合計	13040	59426

# 一心会

矢巾町議会  
一心会 会派報 第15号  
●令和4年1月16日発行  
●発行責任者 山崎 道夫  
●矢巾町又兵衛新田3-1-5

## 特産品の開発・ブランド化を進めよ



昆 秀一

- ①障がいをお持ちの方々等への支援
- ②シテイプロモーションと特産品の開発・ブランド化
- ③オーラル（口腔）ケア等の重要性

シテイプロモーションとは、地方自治体による地域活性化のための活動の意味する。そのシテイプロモーションや特産品開発・ブランド化を通して矢巾のイメージを向上し、移住・定住者などを増やしていくために、今後の担い手などの人材育成を含めて進めていく必要がある。

## ICT活用の授業実施状況は



赤丸 秀雄

- 従来教科書とデジタルドリルなどと併用し、立体表現のとき等に活用している
- ①GIGAスクール等運用の現状と課題について
- ②小学校学区見直しと新たな開発区域のまちづくり
- ③地域防災の取組及び町内Wi-Fi導入の現状について

小学校学区は抜本的見直しを令和4年から開発予定地域3エリアの学区は、老朽化した校舎建て替えを含め、将来展望を見据えて抜本的再編が必要であると思うが、いつの時期を踏まえ計画の策定を行う予定か。学区再編審議会答申等を踏まえ4年度中に策定。

## 一心会から一般質問4議員が登壇

矢巾町議会は、定例会12月会議にて各種議案を審議するとともに、一般質問では一心会から昆秀一、赤丸秀雄、藤原梅昭、山崎道夫の4議員が登壇し、町の政策をたどりました。

## 「SDGsの町やはば」宣言を



藤原 梅昭

- ①「気候非常事態宣言」後の取組は？ ゴミ分別回収施設の拡充推進等取組む。
- ②SDGsの取組は？ 「矢巾町SDGsプラットフォーム」を立ち上げ、官民一体で取組む。
- ③SDGsは人材育成が重要だが？ 町内小中学校での取組みを積極的に進めている。

将来世代の矢巾・日本・世界の未来をより良くするために、SDGs（持続可能な開発目標）な町づくりとしての取組は、重要な取組みである。推進には、明確な目標を持って官民一体となり、この田園都市矢巾町から「SDGsの町やはば」宣言をし、積極的に推進するべきである。

## 米価下落に対する支援の実施を



山崎 道夫

- ①旧矢巾中学校敷地利活用方針
- ※町民の関心が高い課題であり、6・9月に続いて今議会でも取り上げました。（裏面に記載）
- ②農家の生産意欲向上に向けた支援策

2年続いて米価が下落し、こめ作り農家は生産意欲が減退している。肥料、農薬の購入補助や検査料などを補助するべきであるとした。 ※12月会議最終日、町の緊急支援策が上程され、賛成多数で可決しました。 ○補助単価（1袋30kg）うるち米・100円、もち米・33円等々

# 突然の旧矢中敷地利活用基本方針の変更

## 外部検討委の答申を尊重

旧矢中中学校敷地利活用基本方針検討委員会が、平成28年3月から約1年間、7回にわたる委員会と町民対象のワークショップや、まちづくり懇談会、住民1000人に対するアンケート調査等をもとに審議し、出された答申の基本方針は「次世代に継ぐ夢のある町有地として存続するのが望ましい」というものです。この答申を最大限尊重するべきものと私達は考えています。

## 答申無視の

### 基本方針に疑問

答申から約4年間、町として利活用策が全く示されませんでした。昨年、庁内検討委員会を設置し、2月と3月に1回ずつ計2回のみの開催で「売却するのが最善の策」との基本方針を決定しています。

これは町長が諮問した外部検討委員会の答申を基にして、さまざま観点から可能性を追求し、検討したとは思えない、あまりにも性急すぎる方針決定であり、今なぜ宅地分譲を急ぐのか？疑問を感じざるを得ません。

## 説明無く方針内容を変更

12月議会で、「跡地の一部は空き地として残し、緑地や駐車場、防災空間として活用する」としていた基本方針を、防災拠点としての空地は設けないこととする。との変更答申がされました。

12月まで全く説明も無いまま、基本方針を変更し、防災拠点の代替案も示さない強引なやり方は到底承服できないし、矢中町の未来を見据え、真剣に検討したとは思えません。

## 学校施設の建替えと予算

売却益は教育施設等の整備基金に積み立てるとしていますが、現在、学校通学区域審議会で施設整備等について審議しており、今後、答申を受け、学校建設の決定がされ、工事等がなされたとして、開校まで8年間ほどかかり、予算は30数億円を見込んでいるとのこと。学校施設の建て替え場所として、旧矢中中学校敷地の活用も一つとして考えられることから、一心会としては答申を尊重し、今後も粘り強く論議していかねばならないと考えています。



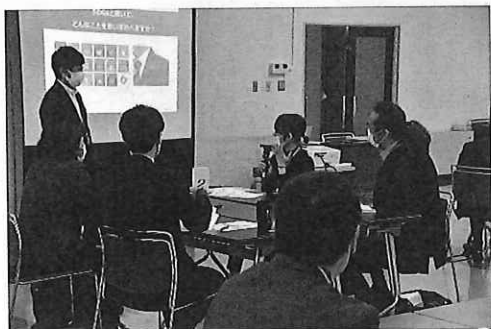
一心会  
ホームページ

<https://isshinkai-yahaba.com/>

## SDGsの 取り組みは

「一人の百歩より、百人の一步」の精神で、皆さんと一緒にやれることから行いましょう。

先日、議員と町職員がSDGsについて合同研修する機会があり、今回は身近なことから実践すること、17項目の中から、環境とエネルギーについて考えてみました。環境は何と言ってもゴミの削減であり、町でも3R運動を強力に推進・展開しています。家庭で出来ることは、買い物にマイバッグ持参、詰め替え用の製品を選ぶ、ゴミを正しく分別して焼却量を減らし、資源化することです。もう一つは、衣類等の処分削減ですが新製品も含め、全国で毎日ダンブトラック130台分が焼却処分されています。いらなくなった物を譲り合うなど、リユース・リサイクルする仕組み作りが大事であります。エネルギーの取り組みでは、脱炭素化と省エネ推進があります。脱炭素化としては、自動車のEV車化やソーラーパネル設置による太陽光発電の推進ですが、導入には経費がかさむため定着に少々時間が必要です。省エネ推進としては、家庭照明器具のLED化や自動車のアイドリング停止、急発進の防止等で二酸化炭素削減や省エネ推進が図れます。このように町民の皆さんと一緒に取り組むことで、SDGsが身近なことから出来ると思います。



議員と町職員によるSDGsの勉強会

※この会派報は、政務活動費で作成しています。

ご意見は [h.akamaru@crux.ocn.ne.jp](mailto:h.akamaru@crux.ocn.ne.jp) お願いします。

(任意様式)

項目区分	広報費
整理番号	会派報 第16号

領収書その他の書類の添付欄

NO. 135

# 領収書

大野新議会 一心会

様

金額 ¥59,336

令和4年3月24日 上記の金額正に領収いたしました

但 印刷・折込代として

株式会社 北東北読売IS

代表取締役社長 奥井 徹

〒020-0836

岩手県盛岡市津志田西一丁目29番8号

TEL 019-635-5866

岩手県南営業所

〒023-0001

岩手県奥州市水沢卸町4番10号

TEL 0197-25-3277

内 訳	現金
税抜金額	53,942
消費税額	5,394



扱者

2021.4. I

### 確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日	令和4年3月24日	
他会派との按分	(なし・あり)	
(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)		
会派名		円
会派名		円
会派名		円
会派名		円
会派名		円
合計	59,336 円	領収書の金額と一致

※ 1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

# 御 請 求 書

〒028-3614 (002753 )

岩手県紫波郡矢巾町又兵工新田3丁目1番地5号

矢巾町議会 一心会 御中

TEL 090-9741-7495

毎々格別の御引立を戴き誠に有難うございます。  
 下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。  
 ・折込料金はなるべくお振込でお願いします。  
 ・ご入金为本請求と入れ違いの節は、ご容赦下さい。

株式会社 **北東北読売**



本社 岩手県盛岡市津志田西一丁目23番8号  
 TEL (019)635-5866(代) FAX (019)635-5877(代)  
 岩手県南営業所 岩手県奥州市水沢卸町4-10  
 TEL (0197)25-3277(代) FAX (0197)24-4788

■取引銀行 北日本銀行本店 普通預金 No.1616322  
 岩手銀行本店 普通預金 No.2266861  
 みずほ銀行盛岡支店 普通預金 No.1348445

□座名義 カ) キタトウホクヨミウリアイエス

請求年月	売上額	消費税	入金日	入金額	次月繰越額
11月迄	0	(繰越額)			0
2021/12					0
2022/01	54,024	5,402	01/13	59,426	0
2022/02					0
当月	当月売上額	当月消費税	入金日	入金額	当月請求額
2022/03	53,942	5,394		0	59,336

2022年03月度マツ日締	
作成年月日	2022.03.23
当月御請求額	
59,336	

NO	処NO	品名	規格	数量	単価	金額
1	03/31-0010	一心会	B 4			
2		一心会会派報				
3		盛岡周辺 1		3710	3.2000	11872
4		盛岡周辺 3		2800	3.4000	9520
5	03/31-6001	一心会簡易印刷代	B 4			
6		コート90kg 両面カラー 印刷代				
7				6510	5.0000	32550
8						
9		( 10%対象 53,942円 消費税				5394)
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

ページ計	13020	59336
総合計	13020	59336



# 一心会

矢巾町議会  
一心会 会派報 第16号  
●令和4年3月31日発行  
●発行責任者 山崎 道夫  
●矢巾町又兵衛新田3-1-5

## 代表質問

### コロナによる休校等への対応は

**質問** コロナ禍における小中学校の学校閉鎖や休校などに伴い、オンライン授業は実施したのか。また、問題点等はないのか。  
**教育長** 学校閉鎖等に備えて、一人1台配備して

いるGIGAスクール端末の持ち帰り練習を実施しながら、課題のデータ配信やデジタルドリル教材を活用した学習もできるように準備を進めて来ていた。  
オンライン授業を実施したのは、煙山小学校の高学年と、矢巾北中学校の2校である。問題点はPCR検査の結果判明により、学級閉鎖等の決断は夜間になることもあり常に端末を持ち帰らないと、実施できないことがある。



山崎 道夫

## 一般質問

### パワーハラスメントの認識を問う

**質問** 町長のパワーハラメントの認識は。  
**町長** パワーハラスメントを含め、すべてのハラメントを人権問題と捉えており、いかなる場合においても許されないと認識しております。



昆 秀一

**質問** 私はある町職員から庁内でパワーハラメントを受けているとの相談を受けている。  
パワーハラは、受けたほうがそう感じればパワーハラである。  
庁内のパワーハラについて、全職員を対象とした実態調査を求めたい。  
**総務課長** 庁内のパワーハラについては、今後調査することを約束する。

3月17日に、パワーハラ実態調査をすると、教育長が明言した。

## 代表質問・一般質問4議員が登壇

矢巾町議会は、定例会3月会議にて令和4年度予算を審議するとともに、一心会から代表質問では山崎道夫、一般質問では昆秀一、赤丸秀雄、藤原梅昭が登壇し、町の政策をたどりました。

## 敬老会の開催は自治会ごと

### ◇質問項目

- ① コロナ禍の支援策など
  - ② 定住化推進支援策など
  - ③ 敬老会開催の今後など
- 質問** 敬老会開催の今後と自治会ごと開催の目的時期は。  
**町長** 身近な自治会単位

の開催により、地域ぐるみでの敬老意識が高まり参加者が増えると思定できる。時期は問わない。  
**質問** 赤ちゃん子育て応援給付金を創設するが、財政措置と長期的継続を望むが。  
**町長** ゴミ減量を進め、焼却料の負担軽減を図り財源を捻出しながら事業の長期継続に努める。



赤丸 秀雄

## ロシアの即時撤退と

### ウクライナへの支援を

**質問** ロシアによるウクライナへの侵攻に対し、即時撤退を求めるとともに、強く抗議します。  
ウクライナからの難民受け入れと支援の考えを伺う。  
**町長** 「非核平和のまち宣

言」をしている町として、ウクライナに平和をという事で、田園ホールにて青と黄色のライトアップを進めている。  
支援としてやはパークに募金箱設置や企業による支援も出てきている。  
難民受け入れに対しては、町村会と協議し出来る限り検討をしていく。



藤原 梅昭

矢巾町議会に於いてもロシア政府に対し、「武力行使の即時停止とウクライナからの無条件撤退を求める」決議をした。

# 直接支払い交付金見直しは多大な影響

3月会議に於ける山崎議員の代表質問の内容を引き続きお知らせするとともに、前号まで連載していた、旧矢巾中学校敷地についての一心会としての考え方などを改めてお示しいたします。

## 1億円の減額が見込まれる

**質問** 政府による「水田活用の直接支払い交付金の見直し」は、大変厳しいものであり、農業者に大きな混乱をもたらしている。

本町における影響は、どの程度になるのか。

**町長** 令和4年から8年までの5年間に、一度も水田として耕作が行われない農地は、転作交付金の対象から除外されるといふものであり、小麦、大豆、牧草、野菜など、交付対象作物の面積は300畝で、年間1億円を超える転作交付金の減額が見込まれる。

また水田に、牧草を作付けしている面積は100畝で2500万円の減額が見込まれ、個人では最大280万円もの影響が見込まれる。

## 見直し撤回の要望書提出

**質問** 今回の見直しは、余りにも突然であり、今後、町としてどのように対処していくのか。

**町長** 町にもたらす影響が多大であることから、近隣市町をはじめ、JA、土地改良区等と連携して

見直し撤回の要望書を提出しており、国の動向を注視しつつ、今後も必要な対応を行っていく。

3月17日、矢巾町議会として「水田活用の直接支払い交付金の見直し」に対し、一旦白紙にすることを求める意見書を、全会一致で採択し、国の関係機関宛に提出しました。

## 代表質問

### 滞在型の観光を 目指すべきでは

### 保養センター大規模 改修で集客を

**質問** 本町の観光は通過型になってきているが、滞在型の観光地を目指し、国民保養センターを大規模リニューアルし、集客を図るべきでは。

**町長** 西部地区の観光拠点として、国民保養センターの活用策は重要と考えている。また、町内外の若年層を呼び込むレジャー施設としての大胆な転換が求められており、リニューアルも一つの方策と考えることから、次期総合計画の策定に向けて、公民連携の手法による施設の運営についても検討を進めていきたい。

## 旧矢巾中学校敷地の利活用は再検討か

### 具体性のない基本方針

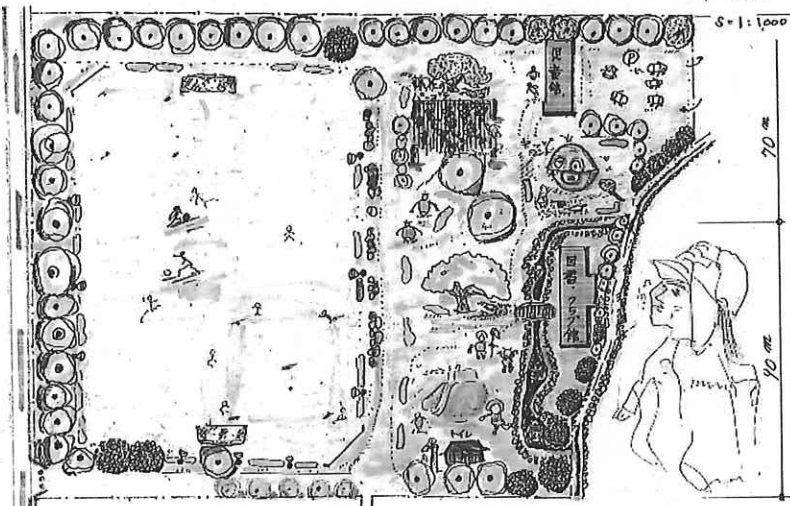
旧矢巾中学校の跡地の利活用について、昨年の3月に示された売却方針から1年が経過しましたが、昨年の6月議会、9月議会、12月議会において、売却することを基本方針とした経緯や、売却した後の土地の活用策などについて具体的に示すよう質してきました。また、一部を空き地と

して残し、緑地や駐車場、防災空間として活用するとしていましたが、どの部分を残すのか。売却した土地の活用策はモデル住宅の建設を進めるとしていますが、どのような住宅を想定しているのか。また、売却益を教育施設や社会教育施設の整備費用として、基金に積み立てるとしてはいますが、目標額はどのくらいを考えているのか等々、具体的に示すよう求めてきましたが、何一つ明らかにしていません。

### 方針変更で 一旦白紙に

昨年の12月議会、防災空間としての活用はしないとの考えが突然示されたが、基本方針そのものが、慎重に検討を重ねて、示したものととはとても思えません。

したがって、一旦白紙に戻し、原点に帰って再検討すべきだと町長に提言していく考えです。



旧矢巾中学校敷地を公園として有効利用を

(任意様式)

項目区分	広報費
整理番号	ホームページ維持・管理

領収書その他の書類の添付欄

領 収 証 灰中町議会 一い会 様 No. \_\_\_\_\_

金額	740000-
----	---------

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(0%)	4000

但ホームページ年間更新代として

2022年 3月10日 上記正に領収いたしました

〒028-3621

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮

第8地割 36番地 13

立花 まどか

☎090-7526-4409



GR1618

確認項目

- あて名欄は、会派名となっているか。  
(複数会派合同の場合は、全ての会派名)
- 但し書きが具体的な記載となっているか。
- レシートの場合、上記2項目の加筆がされているか。
- 鉄道やタクシー等交通費の場合、利用区間が記入されているか。

支払年月日	令和4年3月10日
他会派との按分(なし・あり)	(なし・あり)
(按分ありの場合、会派ごとの負担額を記載)	
会派名 _____	円
会派名 _____	円
会派名 _____	円
会派名 _____	円
会派名 _____	円
合計	40,000円
	領収書の金額と一致

※1枚につき、1支出項目分の領収書等を貼付

(A4)

# 請求書

一心会(矢巾町議会) 御中

立花まどか

〒028-3621

岩手県紫波郡矢巾町広宮沢8-36-13

TEL: 090-7526-4409



請求書番号: 20220006

請求日: 2022/03/02

お支払期限: 2022/03/31

件名: 2022年一心会HP年度更新

ご請求金額 40,000 円

品目	単価	数量	価格
年間メンテナンス料 年間メンテナンス内容:ドメイン取得(.com)、管理、Wordpress本体とプラグインソフト更新(随時)、内容修正年2回まで(大幅改変の場合は別途作業料が必要です)	40,000	1	40,000
	小計		40,000 円
	うち消費税		3,636 円
	合計		40,000 円
	内訳	10%対象	36,364 円 消費税 3,636 円

振込先

岩手銀行 本宮支店 普通 1119427

備考